

令和8年度 入間市 保育施設等申込みの手引き



入間市マスコットキャラクター
いるティー

入間市役所 こども支援部 保育幼稚園課



目次

子ども・子育て支援新制度について.....	1
Ⅰ 特定教育・保育施設等の利用までの流れ.....	2
Ⅱ 教育・保育給付認定について.....	4
(1) 保育の必要性の認定.....	4
(2) 保育の必要量.....	4
(3) 保育認定事由.....	5
(4) 保育を必要とする証明書について.....	7
Ⅲ 保育所等について.....	9
(1) 保育所等の種類.....	9
(2) 保育所等と受入れ可能年齢（月齢）.....	9
(3) 個別対応保育の実施について.....	9
Ⅳ 保育所等の入所申込みについて.....	10
(1) 申込みの準備・見学.....	10
(2) 申込みに必要な書類.....	10
(3) 申込書の提出（入所申込み）.....	12
(4) 4月入所申込みについて.....	14
(5) 広域入所について.....	16
(6) 利用調整.....	17
(7) 結果の連絡（利用調整結果の通知）.....	18
Ⅴ 入所してから.....	19
(1) 保育時間について.....	19
(2) 届出や変更等の申請について.....	20
(3) 認定内容の変更.....	21
Ⅵ 保育料等について.....	24
(1) 保育料の決定について.....	24
(2) 保育料の決定に必要な資料について.....	25
(3) 多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料の減額・免除について.....	26
(4) 3歳児以上の給食費の支払いについて.....	27
(5) 保育料の納付について.....	28
保育料表.....	30
保育料の確認方法.....	31
Ⅶ その他お知らせ.....	32
◎電子申請が可能な手続き（R7.10 現在）.....	32
◎一時預かり事業 ほか.....	34
市内保育施設一覧.....	36
保育年齢早見表（令和8年度入所用）.....	40



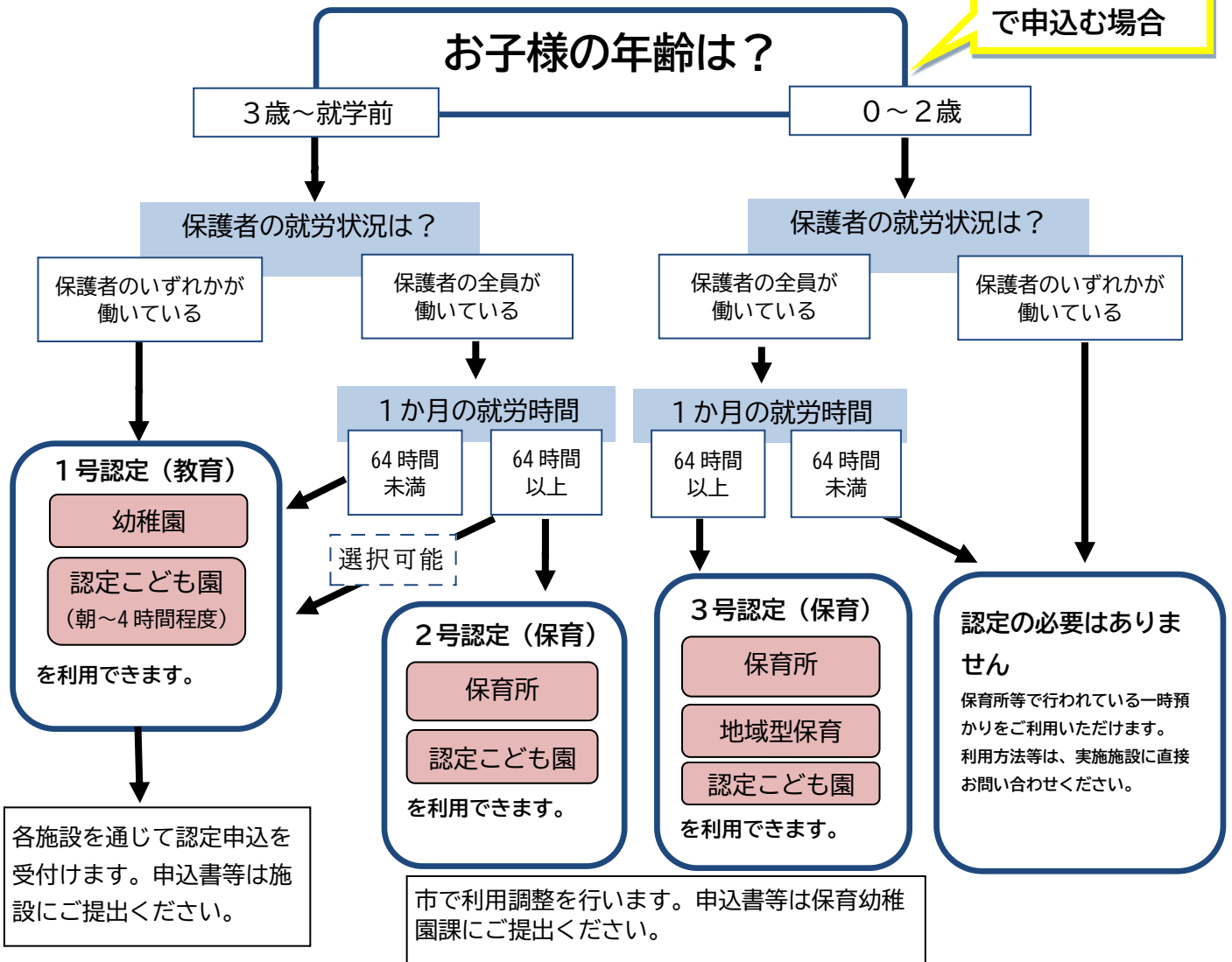
子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」と教育・保育施設

就学前のお子様の教育・保育を保障するために平成27年4月よりスタートした「子ども・子育て支援新制度」（新制度）では、「給付制度」が設けられました。市内児童が給付対象の施設等を利用した場合、市は、その教育・保育を提供するために必要な経費を給付費として支払います。（給付費には、国・県負担分も含まれています。）給付費は、教育・保育給付認定区分や年齢によって異なりますが、確実に教育・保育に要する費用にあてるため、保護者への直接給付ではなく、利用施設等へ支払う仕組み（法定代理受領）となっています。

なお、この手引きでは、幼稚園等とは、新制度幼稚園、認定こども園の幼稚園部分をいいます。保育所等とは、保育所、認定こども園の保育所部分、地域型保育事業をいいます。

保護者が就労で申込む場合



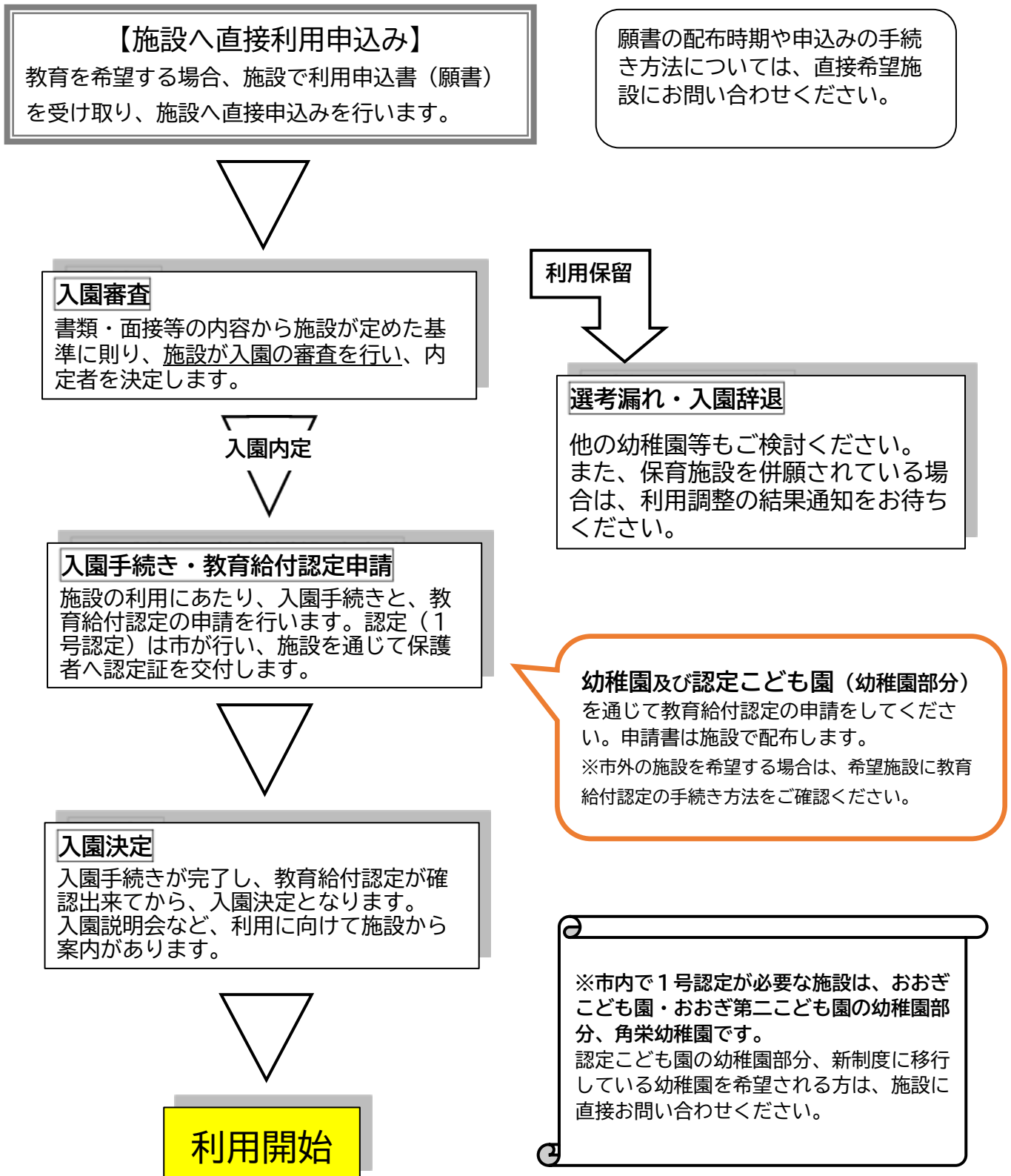
※市内の認定こども園は、おおぎこども園・おおぎ第二こども園の2施設です。他市区町村の認定こども園を利用する場合にも、認定申請が必要です。

※市内の1号認定（教育給付認定）が必要となる幼稚園は、角栄幼稚園のみです。市外の幼稚園については、直接、幼稚園へお問い合わせください。

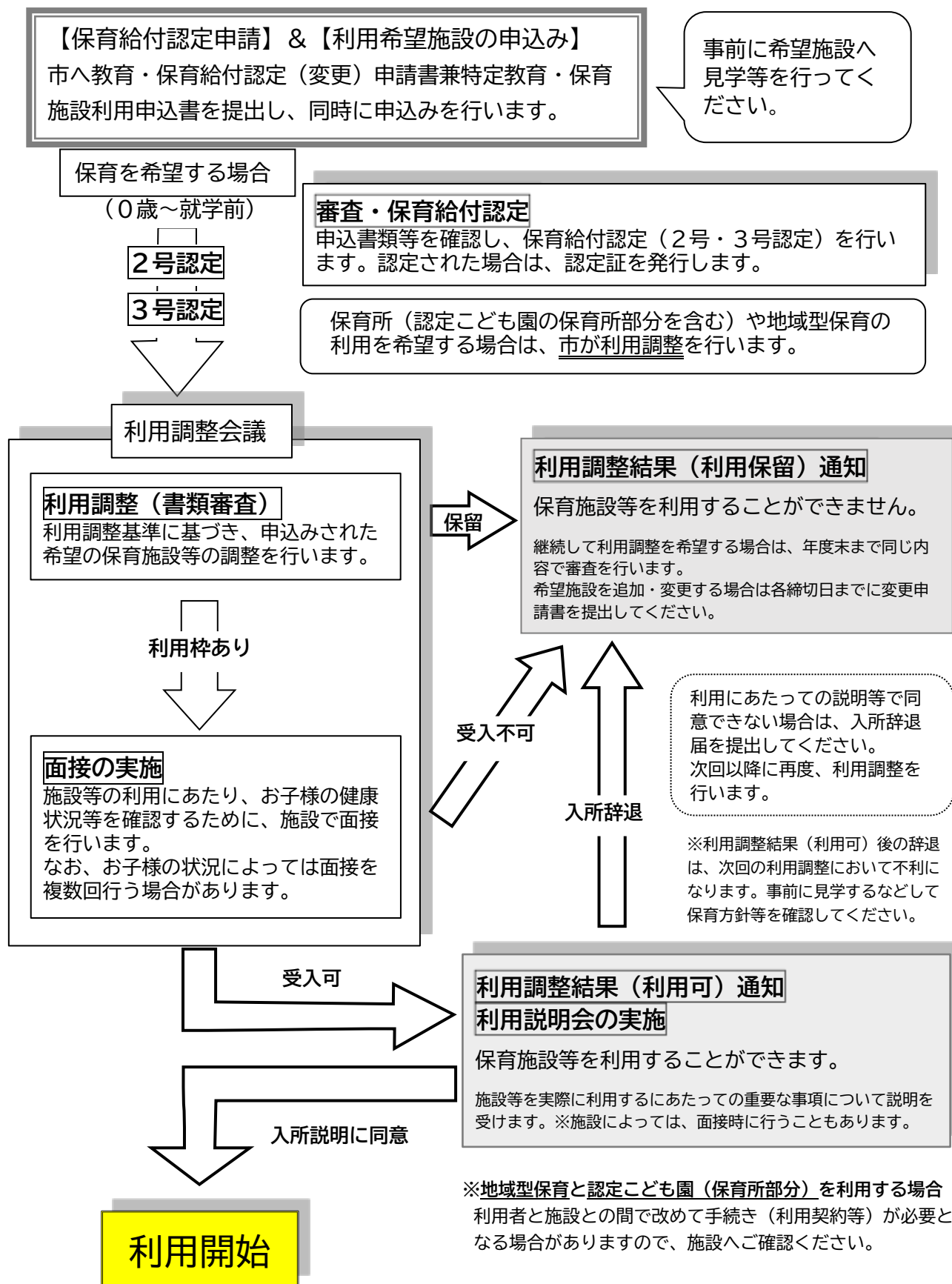
I 特定教育・保育施設等の利用までの流れ

保育所（園）、地域型保育、認定こども園（保育所部分）を利用するには次の手続きが必要になります。

教育施設を希望する場合の流れ（1号認定が必要な施設）



保育施設を希望する場合の流れ（2・3号認定が必要な施設）



Ⅱ 教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望する場合には、「保育を必要とする子ども」であることの、認定を受ける必要があります。その他に、給付対象の幼稚園等を利用するためには、1号認定を受ける必要があります。認定にあたっては、保護者からの申込みを受け、入間市が客観的基準に基づき認定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定 (教育給付認定)	3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育給付認定)	3歳以上	あり	保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育
3号認定 (保育給付認定)	3歳未満	あり	保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育

(1) 保育の必要性の認定

○教育給付認定(1号認定)

3歳以上のお子様で保育の希望がなく、新制度に移行した幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)を利用する場合は、教育給付認定が必要となります。
申請は、原則事業者(入園予定の施設)を通じて行います。年度の途中入園の場合は、直接市役所にて申請を行ってください。

○保育給付認定(2・3号認定)

就学前のお子様で保育を希望する場合、保育給付認定を受ける必要があります。保育給付認定を受けるためには、次ページの保育事由に保護者のいずれもが該当する必要があります。

- 2号認定…3歳の誕生日の前日～就学前まで
- 3号認定…0歳～3歳の誕生日の前々日まで
- ※原則、3号から2号への変更は職権にて変更します。

(2) 保育の必要量

保育給付認定(2・3号認定)を受けた場合、認定の事由や状況により、保育の必要量についても認定します。認定された保育の必要量によって、確保される保育時間や保育料が異なります。

- 保育標準時間：1日あたり最長11時間(開所時間～)
- 保育短時間：1日あたり最長8時間(8:30～16:30)

認定された保育の必要量は、保育時間を確保するものであり、日々の保護者の状況等によって、実際の保育を受けられる時間とは異なります。
各施設が定めた保育時間については、保育施設等一覧(P.36～)で確認してください。
(年齢や認定事由等により、記載の内容と異なる場合があります。)

(3) 保育認定事由

下記の事由によって、保育が必要と認められる場合、保育認定となります。

事 由	保育が必要な理由
就 労	就労によって、家庭保育が困難なため
妊娠・出産	妊娠・出産によって、一時的に家庭保育が困難なため
疾病・障害	保護者が病気、負傷、障害によって家庭保育が困難なため
介護・看護	同居親族等を常時介護や看護をしており、家庭保育が困難なため
災害復旧	地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたっており、家庭保育が困難なため
求職活動	求職活動（起業準備を含む）によって、家庭保育が困難なため
就 学	就学によって、家庭保育が困難なため
虐待・DV 社会的擁護	虐待や家庭内暴力（DV）等のおそれがあるなど養育が困難なため
育児休業中	既に保育所等を利用しているお子様で、保護者が新たに育児休業を取得した後も、特別な事情により、その施設での継続保育が必要と認められる場合
その他	上記に類する状態で市長が認める場合

○認定に必要な証明書は P.7をご確認ください。

事由	必要量	条件等	認定期間
就 労	標準時間	就労時間が常態として月 120 時間以上であること。（短時間を選択可） ※通勤時間として月 20 時間を加算します。	就学前までの期間
	短時間	月 64 時間以上 120 時間未満	
妊娠・出産	標準時間	<u>原則は標準時間です。</u>	出産予定日の 8 週間前（多胎妊娠の場合は 14 週間前）の属する月の翌月から産後 8 週間が経過した日の翌日の属する月末まで
疾病・障害	短時間 (標準時間)	<u>原則は短時間です。</u> 診断書等に基づき、症状の程度によって認定します。	治癒（見込）期間 ※最長 1 年とし現況確認
介護・看護	短時間 (標準時間)	<u>原則は短時間です。</u> 診断書等に基づき、症状の程度によって認定します。	治癒（見込）期間 ※最長 1 年とし現況確認
災害復旧	標準時間	1 区分のみです。	保育を必要とする期間
求職活動	短時間	1 区分のみです。	申請日の翌月 1 日から最長 2 か月の期間
就 学	標準時間	就学状況等により異なります。 時間割等で拘束時間によって認定します。	在籍（予定）期間
	短時間		
虐待・DV 社会的擁護	標準時間	1 区分のみです。	保育を必要とする期間
育児休業中	短時間	1 区分のみです。	育児休業の対象となるお子様が 1 歳となる月末まで
その他	標準時間	保護者の状況等に応じ認定します。	保育を必要とする期間
	短時間		

(4) 保育を必要とする証明書について

保育を必要とする証明書は、保護者の状況によって異なります。以下の表を参考にご用意ください。また、受付等において状況をお伺いした際に、追加で提出をお願いする場合がありますのでご協力ください。

<重要>

保育を必要とする証明書は、利用調整を公平に行うための書類です。不正に入手したり、虚偽内容で作成したりした場合、法令に基づき処罰される可能性があります。また、その事実が発覚した場合は、保育所等の利用の有無を問わず、申込みを遡って取消します。(保育料等は返還しません。)

保護者の状況		証明となる書類	
就 労	会社勤務（在宅含）	○ 就労証明書 指	
	自 営 業	中心者	○ 就労証明書 指 ○ 勤務実績申告書 指 ○ 自営業の確認書類（確定申告書の写しなど、自営業であることが分かる書類 ※会社が法人格の場合は、給与支払者からの証明を受けてください。
		協力者 親族経営	○ 就労証明書 指 ○ 勤務実績申告書 指 ○ 給与明細（過去3か月分）もしくは源泉徴収票の写し（最新のもの）
	自営手伝い （無給）	○ 就労証明書 指 ○ 勤務実績申告書 指	
	内職	○ 就労証明書 指 ○ 勤務実績申告書 指	
妊娠・出産（予定）		○ 母子健康手帳の母の氏名及び分娩予定日の記載ページの写し	
保護者の疾病・障害		○ 診断書 指	
同居親族等の介護・看護		○ 診断書 指	
就 学		○ 在学証明書（入学前の場合は、合格通知） ○ 時間割等スケジュールがわかるもの	
求職活動・起業		○ 求職活動に関する申立書 指 ● 求職活動の事実がわかる書類	
災 害		○ 罹災証明書	
DV・虐待のおそれがあること 社会的擁護		● 児童相談所等による保護の状況がわかるもの	

○は必ず提出するものです。

●は、ご用意できる場合のみご提出ください。

指は指定用紙があります。指定以外の用紙でのご提出があった場合、利用調整において適切な指数をつけられない場合があります。

○市指定の保育を必要とする証明書



←証明書ダウンロード（ホームページ）

https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/hoikuyochienka/shinsei_dl/12215.html



就労証明書

<https://www.city.iruma.saitama.jp/material/files/group/34/R7syuurousyoumei0924.pdf>



勤務実績申告書

<https://www.city.iruma.saitama.jp/material/files/group/34/r6kinmujiissekisinnkokusyo.pdf>



求職活動に関する申立書

<https://www.city.iruma.saitama.jp/material/files/group/34/r6kyuusyokukatudou.pdf>



診断書

<https://www.city.iruma.saitama.jp/material/files/group/34/r6sinndannsyo.pdf>

必要に応じて
ご利用ください。



入間市マスコットキャラクター
いるティー

Ⅲ 保育所等について

保育所等(保育所及び認定こども園の保育所部分、地域型保育)は、保護者が就労や病気などの理由により、お子様の保育が必要と認められる場合に、保育を行うことを目的とした施設などです。

「保育を必要とする事由」に保護者のいずれもが該当し、保育の必要性の認定を受けた場合のみ、保育施設等の申込みができます。集団生活を経験させたいという理由だけでは利用できません。

(1) 保育所等の種類

種類	施設内容	市内の施設数	
保育所	保護者の就労や病気などの理由により、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行います。	24施設	
認定こども園 (保育所部分)	就学前のお子様へ教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援も行います。	2施設	
地域型 保育	家庭的 保育事業	3歳未満のお子様を対象に家庭的保育者の居宅等において、家庭的保育者による保育を行います。(定員1人～5人)	なし (R7.10.1現在)
	小規模 保育事業	3歳未満のお子様を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。(定員6人～19人)	7施設
	事業所内 保育事業	会社の保育施設などで、従業員のお子様と地域のお子様と一緒に保育を行います。	なし (R7.10.1現在)
	居宅訪問型 保育事業	保育が必要と認められる3歳未満のお子様を対象に、お子様の居宅において家庭的保育者が保育を行います。	なし (R7.10.1現在)

(2) 保育所等と受入れ可能年齢(月齢)

保育所等は、法令等によって受入れ可能な年齢が異なります。市内保育所等の施設別受入れ可能年齢(月齢)については、保育施設等一覧(P.36～)等でご確認ください。

(3) 個別対応保育の実施について

保育所等では、集団生活に馴染まない等の気になる行動、歩行や言語などの発達の遅れ、心身の障害、食物アレルギーがあるお子様に個別の対応を行いながら、保育を実施しています。

お子様の成長について心配なことがありましたら、事前に希望施設に入所できるかを確認し、申請時に必ずその旨をお申し出ください。また、診断書や障害者手帳の写しなど、お子様の状況がわかるものがありましたら、申請時にご提出ください。

なお、発達に心配のあるお子様に関しては、適切な保育のため保護者様の同意の元、関係部署と情報連携する場合があります。

申請時に、特別な配慮が必要な旨の記載がないまま、利用の開始が決定し、入所後、施設で集団保育やアレルギー対応が困難であると判断された時は、保育の実施を解除します。

なお、保育所等との面接において、お子様に対する職員の増員や施設整備などが必要であると判断された場合、利用調整結果が遅くなることや、利用できないことがあります。

IV保育所等の入所申込みについて

翌年4月入所の申込みは、毎年10月の「広報いるま」や市公式HPでお知らせしています。

(1) 申込みの準備・見学

○申込みをする前に、この手引きや保育施設ガイド等を参考に、入所したい施設の候補を選んでください。

○選んだ施設について、保育内容や保育時間、保育料以外にかかる費用（通園バッグや制服、おむつ代など）などの重要事項について、各施設へ見学等を行い、確認してください。見学を行う場合は、事前に施設に連絡し、施設の指示に従ってください。なお、発達の不安や遅れ、アレルギーや障害がある場合は、必ず希望施設に受入れ可能かどうか事前に確認してください。

○車で送迎を希望する場合は、車送迎の可否や駐車場の有無等について、事前に施設へ確認してください。

○申込書を作成する際は、その時点の状況で、記入漏れのないようにしてください。

○申込書に記載のある施設のみ利用調整を行います。複数の施設を希望する場合は、入所を希望する順に記載してください（複数の施設を希望したほうが、利用調整の際により多くの審査を受けられるため、入園できる可能性が高くなります）。

(2) 申込みに必要な書類

保護者の状況等によって必要な書類が異なります。保育施設等の申込みに必要な書類は、次のとおりです。

○全ての方が必要な書類

(1) 教育・保育給付認定（変更）申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書
(2) 特定教育・保育施設等の利用申込に関する同意書
(3) 家庭状況調査票
(4) 健康調査票
(5) 入所申込確認票
(6) 個人番号届出書
(7) 保育を必要とする証明書（保護者全員分）（P.7参照）

※(1)～(6)は市の指定様式。(7)はP.7を参照して下さい。

※市の指定様式は、入間市ホームページからダウンロードが可能です。

○該当する方が必要な書類

① 市外の保育施設を希望している方 (P.16参照)

- 転出予定の場合、転出先の住所がわかるもの※（例：土地建物等の売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、転入に関する誓約書など）
- その他転出先の市区町村が必要とする書類※

※詳細は、転出先の市区町村へお問い合わせください。

② 転入予定で入間市の保育施設を希望する方 (P.16参照)

- 転入に関する誓約書（入間市指定様式）
- 建物の売買契約書や賃貸契約書の写し

③ 一時預かり事業、認可外保育施設等、職場内託児を利用している方

- 一時預かり事業・認可外保育施設・事業（企業）内保育施設利用証明書※

※週3日以上の利用を常態として、1か月以上の利用実績がある場合、利用調整の際に加点の対象になります。

④ 離婚前提で別居の方（原則、離婚調停申し立て中かつ住民登録が別である場合）

- 調停中と分かる書類等（裁判所等の第三者から証明されているものに限る）
→提出後、離婚が成立した際は、離婚受理証明の写しを提出してください。

⑤ 郵送で申込みをする方（個人番号届出書に添付必須）

- 申請者（保護者）のマイナンバー確認書類
 - ・マイナンバーカード
 - ・通知カード
 - ・個人番号通知書
 - ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 身元確認に必要な書類（※マイナンバー確認書類でマイナンバーカードを添付した場合省略可）
 - ・マイナンバーカード
 - ・障害者手帳（顔写真があるもの）
 - ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・在留カード
 - など

次の書類（顔写真がないもの）の場合には、2点提示が必要です。

- ・健康保険証
- ・児童扶養手当証書
- ・介護保険被保険者証
- ・特別児童扶養手当証書
- ・国民年金手帳

※申込み時に必要なマイナンバーの手続について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、認可保育施設等を利用する方は、申請手続きの際、申請者（保護者）、保護者の配偶者及び申請児童の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

※代理人が申請書を提出する場合、マイナンバー確認書類は、申請者（保護者）の書類の写しをご提示下さい。また、身元確認に必要な書類は、代理人の方の書類をご提示ください。

この他に申込みの状況等によって必要な書類が追加される場合があります。
不明な場合は、保育幼稚園課にお問い合わせください。

(3) 申込書の提出（入所申込み）

○利用開始希望月の申込み締切日までに、入所申込みされるお子様ごとに、必要な書類を全て揃えたうえで、保育幼稚園課にご提出ください。締切日は手引き裏表紙で確認ができます。

○締切日までに、申込みに必要な全ての書類の提出がない場合、その月の利用調整は行いません。余裕をもって準備・申込みしてください。

○受付は保育幼稚園課の窓口です（4月入所については、P.14～15を参照してください）。地区センター等での受付は行っていません。

○郵送で申込みされる場合は、保育幼稚園課宛に簡易書留にて送付してください。郵送の場合、締切日必着です。不着等の責任は負いかねます。締切日については、手引き裏表紙で確認ができます。なお、郵送による提出で不備や不足等があった場合、連絡が遅れる場合がありますが、締切日までに提出された内容で利用調整を行います。その際の責任は負いかねますので、ご承知おきください。

○電子申請について

マイナンバーカード及びスマートフォン（またはパソコン）をお持ちの場合は、電子申請サービス（LoGo フォーム）より電子申請ができます。マイナポータルのぴったりサービスや入間市公式ホームページ、P.32から申請フォームに進むことができます。詳細は入間市公式ホームページをご確認ください。

※個人番号届出書はオンラインでの提出が出来ないため、別途、保育幼稚園課に提出する必要があります。

※次の方は電子申請ができません。

- ・申請時点で入間市外に住民登録がある方
- ・希望施設に入間市外の施設を含む方
- ・医療的ケアなど保育において特別な配慮を必要とする方

○申請の内容に変更（世帯状況や住所の変更、希望施設の追加・変更、保育の必要性の事由の変更等）がある場合は、締切日までに各種変更申請書と必要な証明書類を保育幼稚園課に提出してください。なお、各種変更申請書は、保育幼稚園課の窓口で記入、または入間市公式ホームページからダウンロードし、記入したものを提出してください。

○育児休業から復帰予定で申請をした方で、申請時に提出された就労証明書に記載のある就労先に復帰しなかった場合は、入所取消しまたは既に入所している場合は退所になる場合があります。

○保育の必要が無くなった場合や市外への転出の際は、速やかに保育幼稚園課で申込みの取下げの手続きを行ってください。面接審査の案内後や入所決定後に申込みの取下げを行った場合、次回以降の利用調整の際に減点の対象になる場合があります。

○電子申請にはスマートフォンアプリ「xID」でマイナンバーカードを利用した電子署名が必要です。詳細は以下をご確認ください。

入力フォーム

申請にはスマートフォンアプリ「xID」でマイナンバーカードを利用した電子署名が必要です。
以下の内容をご確認の上、申請へお進みください。

申請の流れ



1. 「xID」アプリで電子認証
認証用のPIN1（4～12桁）を入力または
生体認証の実施

2. 申請フォームへ入力

3. 「xID」アプリでマイナンバー
カードを読み取り電子署名を
行う

4. 申請完了

① Android端末で申請する場合は、回答送信時にエラーとなる恐れがあるため、「バッテリーセーバーをオフ」にした状態で申請してください。

② 電子認証を実施した後、申請フォームの入力画面に読めない場合は、ブラウザでページの再読み込み（更新）をお願いします。

申請に必要なもの

 **マイナンバーカード**
電子署名を行うために利用します。

 **署名用電子証明書暗証番号**
電子署名を行うために利用します。
マイナンバーカード交付の際に、ご自身で設定した英数字6～16桁の暗証番号です。

 **スマートフォンアプリ「xID」**
「xID」アプリは電子署名や電子認証（本人確認）をするために利用します。
パソコンから申請する場合もスマートフォンに「xID」アプリのインストールが必要です。

iPhoneをご利用の方



Androidをご利用の方



アプリ初回利用時にxIDアカウントを作成する必要があります。
xIDアカウント作成にはマイナンバーカード、署名用電子証明書暗証番号、メールアドレスが必要です。

[xIDアカウント作成手順](#)

> [動作環境を確認](#)

申請へ進む前に確認してください

① すべてにチェックを入れて申請へお進みください

- マイナンバーカードを用意しました
- 署名用電子証明書暗証番号を用意しました
- スマートフォンに「xID」アプリをインストールしました
- 「xID」アプリでxIDアカウントを作成しました

申請へ進む

(4) 4月入所申込みについて

< 1次受付 >

○受付期間：令和7年11月1日（土）～11月7日（金）

○申請方法：①電子申請 ②1次受付会場で提出 ③郵送（いずれかの方法を選んでください）

方法	期間	備考
①電子申請	11月1日～11月7日	24時間対応（各日0:00～23:59）
②受付会場で提出	11月1日～11月5日	事前来場予約必須
③郵送	11月1日～11月7日	締切日必着

< 2次受付 > ※1次受付者の利用調整後、施設に空きがある場合のみ利用調整を行います。

○受付期間：令和7年11月8日（土）～12月26日（金）

○申請方法：①電子申請 ②保育幼稚園課で提出 ③郵送（いずれかの方法を選んでください）

方法	期間	備考
①電子申請	11月8日～12月26日	24時間対応（各日0:00～23:59）
②保育幼稚園課窓口	11月8日～12月26日	開庁時間内（平日8:30～17:15）
③郵送	11月8日～12月26日	締切日必着

◎マイナンバーカードと、スマートフォンまたはパソコンをお持ちの方は、期間中24時間受付をしている電子申請が便利です。ただし、個人番号届出書はオンラインで提出が出来ないため、別途、保育幼稚園課に提出する必要があります。

○注意事項：下記をよくお読みください。

- 市外の施設を希望する場合は、相手方市区町村の受付要件・申込締切日・必要書類をご確認の上お申込みください。
- 電子申請にはスマートフォンアプリ「xID」が必要です。
- 郵送申込は締切日必着です。消印ではありません。
- 1次受付において、受付会場での申込みは来場予約が必要です。

来場予約はこちらから



来場予約フォーム
(LoGo フォーム)

※来場予約は、令和7年10月15日(水)9:00からできます。

※来場予約は、受付日の前日の15:00までできます。

(例:11月3日の予約をしたい場合は、11月2日15:00までできます。)

※予約フォームでは受付日時を予約いただきます。各申込み時間は15分単位で区切られています。

(例) 9:30～9:45、14:15～14:30

※各受付時間には予約数が決まっています。受付上限に達した場合は、その時間は予約できませんので、別の日時をご検討ください。

※予約日時を変更したい場合は、一度予約をキャンセルし、改めて予約を取ってください。

※来場時に予約内容を確認しますので、入力内容を保存しておいてください。

※予約方法についてのお問い合わせは、保育幼稚園課までご連絡ください。

1次受付会場のご案内

○受付会場：入間市健康福祉センター 301・302

○会場設備・ルール等について

- 予約時間の5分前までに、ご来場ください。
※会場の混雑状況により、すぐに入場できない場合がございますので、ご了承ください。
- 入場後に番号整理券が渡され、その番号順に受付を行います。

○来場者の皆様へのお願い

- 受付会場の外（ロビー・廊下等）で待つことはお控えください。
- キッズスペース・ベビーカー置き場の設置等はありません。
- 申込書等は記入漏れがないようお願いいたします。質問等は事前に保育幼稚園課にお問い合わせください。
- やむを得ない事情により、当日にキャンセルされる方は下記までご連絡ください。
平日 の予約キャンセル：入間市役所保育幼稚園課 Tel04-2964-1111（内線 2335～2337）
土日祝の予約キャンセル：入間市健康福祉センター Tel04-2966-5511
※キャンセルされた場合は、別日で予約を取り直すか電子申請または郵送でお申込みください。

2次受付者を対象とした利用調整について

○2次受付者を対象とした利用調整（2次調整）は、1次受付者を対象とした利用調整（1次調整）が終わり、施設の空きにまだ余裕がある場合にのみ行われます。1次調整の結果によっては2次調整が行われないため、1次受付期間中にお申込みいただくことをお勧めします。



利用調整（書面審査）の結果連絡

< 1次調整 >

連絡時期：令和8年1月中旬（予定）

< 2次調整 >

連絡時期：令和8年2月中旬（予定）

○1次調整で希望施設に空きがなかった方は、申込みの取下げがない限り、2次調整の対象者となります。

○4月利用保留となった方は、申込みの取下げがない限り、5月以降の利用調整の対象者となります。ただし、4月転所希望で転所保留となった方は現施設での継続入所として決定をするため、5月以降も転所を希望する場合は改めて転所申込が必要です。

(5) 広域入所について

○入間市民が入間市外の保育所等を希望する場合

- 入間市から転出予定がある（入間市外に転入予定がある）場合

→転出先の市区町村へ直接お申込みください。

※申込み中に転出した場合

利用申込中に入間市から転出した場合、申込みは取下げとなります。

転出後、引き続き保育を希望する場合は、転出先の市区町村で再申込みをしてください。

- 保護者の勤務地がある場合

→申込書類を入間市役所保育幼稚園課へ提出してください。受付後、相手先市区町村へ書類を郵送します。郵送には時間を要するため、相手先市区町村の申込締切日1週間前までには申込書類を提出してください。

次の点は必ず事前に相手先市区町村に確認してください。

- ・受付要件（転入予定や、その市区町村での就労要件等）
- ・申込み締切日
- ・申込みに必要な書類、書式

※他市区町村の保育所等の利用調整には、入間市は関与いたしません。結果が入間市へ通知された後、保護者へ入間市より通知します。

○入間市外の方が入間市の保育所等を希望する場合

- 入間市に転入予定がある場合

→入間市へ直接お申込みください。（入所希望月の前月末までに転入手続きが完了できる場合のみ）

原則、申込書類は入間市様式のものをご用意ください。転入予定で申込み場合は、P.10の申込書類のほか、転入に関する誓約書（指定様式）及び、土地建物等の売買契約書または賃貸契約書の写し（転入住所がわかるもの）が必要です。

※転入後、入間市役所保育幼稚園課で再申込みが必要です。

- 入間市内に勤務地を有する場合（転入予定なし）

→お住まいの市区町村保育担当からお申込みください。

公立保育所の受入れについて

→0～2歳児：受入れ不可

→3～5歳児：入間市民の利用調整後、施設の受入れに余裕がある場合のみ利用調整します

※入間市の申込締切日に間に合うよう、申込書類はお早めに提出してください。

◎入間市民が入間市内の保育所等を利用中（申込中）に転出した場合

→入間市役所保育幼稚園課に保育利用解除申請書（退所届）を提出してください。

※転出後も、引き続き入間市の保育所等で保育を希望される場合は、転出先の市区町村で、再度申込みが必要です。その際の保育が実施できる要件は上記のとおりです。

※年度途中で転出する場合で、保育の継続が必要な場合は、例外的に保護者が入間市内に勤務地を有しない場合でも、年度末までは利用が可能です。

(6) 利用調整

※4月入所申込みは別途受付時にご案内します。

○各保育所等の利用定員に対して、申込みが多数の場合、申込み締切日の翌日から利用調整会議を行います。

○利用調整会議では、利用調整基準表に基づき算出された利用調整指数の高い方（=保育の必要性の高い方）から優先的に調整を行います。

※利用調整指数とは、申込書類等の内容をもとに保育を必要とする程度を指数化したものです。

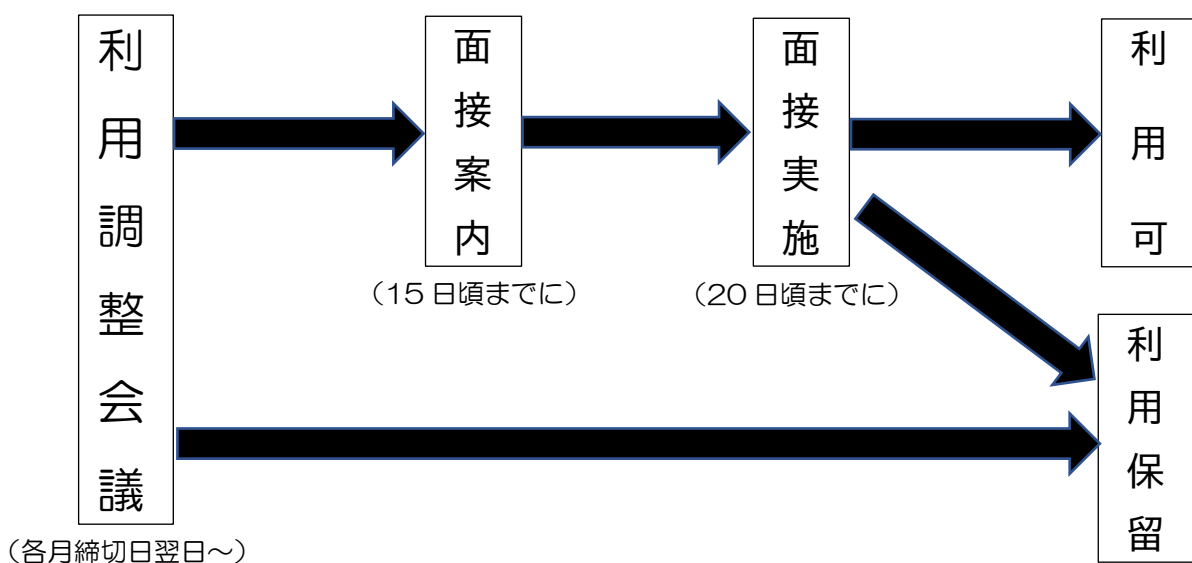
利用調整基準表は、入間市公式ホームページや保育幼稚園課で確認できます。

※会議が終わるまで、利用の可否はお答えできません。また、保育所等では利用の可否についてお答えできませんので、ご了承ください。

○利用調整会議後、毎月15日頃までに電話等で受入れ枠がある保育所等について保護者へ連絡（面接案内）します。20日頃までに、保育所等でお子様の健康状況等の確認のため面接を行います。面接日程は、保育所等と保護者で調整をします。

会議の結果、希望の保育所等に入れないうきは、入所保留となります。

※保育所等では、利用定員は把握していますが、どなたが利用できるかの決定はできません。利用定員を満たしていない場合も、既に利用しているお子様の状況や職員の配置状況によっては受入れができない場合があります。



(7) 結果の連絡（利用調整結果の通知）

※4月入所申込みは別途受付時にご案内します。

利用可の場合

○面接を受け、受入れが可能と判断された場合、市から利用調整結果（利用可）通知書を送付します。利用前に必ず保育所等で利用にあたっての説明（会）を受けてください。

○翌月の1日から利用できますが、慣らし保育がありますので、利用開始日や保育時間等についての詳細は保育所等にご確認ください。

★認定こども園・地域型保育については、利用開始にあたり事業者と契約を結ぶ必要があります。

★育児休業から復帰予定で申込みをしていた方は、入所月の翌月10日までに職場復帰をし、復帰日から14日以内に育児休業等復帰証明書（指定様式）を提出してください。

利用保留の場合

○毎月20日以降に利用調整結果（利用保留）通知書を送付します。通知書の送付は基本的に最初の1度のみです。

○申込みの有効期限は最長で令和9年3月末までです。利用申込みに関する同意書や保育給付認定期間に応じて、継続して利用調整を行います。年度中は、同じ申込書で調整を行いますが、取下げや申込みの有効期限が経過した場合は、再度申込みが必要です。

○記載内容に変更があった時や保育が必要な事由に変更があった時は、利用調整指数に影響する可能性がありますので、必ず届け出てください。

★令和9年4月以降も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、再度申込みが必要です。

★保育の必要がなくなった場合や、保育所等の利用を希望しない場合は、申込取下書を提出してください。

★育児休業の延長手続き等で、保育所に入所できていない証明書が必要な場合は、保育所在所証明申請（電子申請）から発行申請をしてください。



育児休業給付金の延長手続き等で未発行月分の保留通知が必要な場合は、「保育所在所証明申請」をしてください。（P.32参照）

入間市マスコットキャラクター
いるティー

V入所してから

(1) 保育時間について

○保育施設等一覧表（P.36～）をご覧ください。一覧表の開所時間には延長保育時間も含まれています。保育時間の延長を希望する方は、利用が決定した保育所等に申し出てください。

※記載の内容と実際の保育時間が異なる場合があります。事前に保育所等にご確認ください。

○新規入所や転園など新たな保育所等を利用する場合は、お子様が環境の変化や集団生活に対応するために、慣らし保育があります。

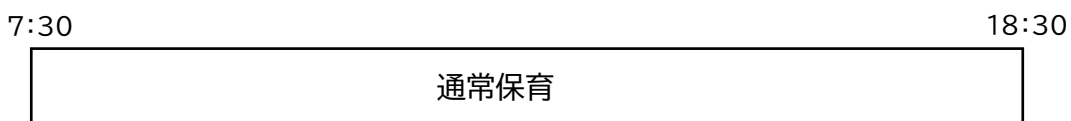
※慣らし保育中は保育時間が短縮され、その期間は年齢やお子様の状況によって異なります。

○保育給付認定における保育必要量は、1日利用できる最大時間を確保したものです。実際の保育を行う時間は、日々の保護者の状況等から施設が判断します。

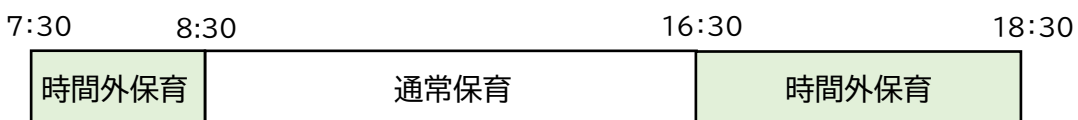
○保育の必要がない場合（定休日や早く終業した時間など）は、家庭での保育が原則となります。しかし、施設ではお子様の発達や集団生活を重視し、保育の必要がない日においても保育を行うことがあります。その際は、保育所等の指示に従い、利用してください。

《公立保育所の場合》

① 標準時間（11時間）認定の方



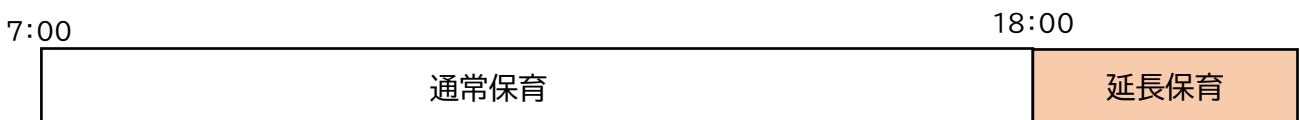
② 保育短時間（8時間）認定の方



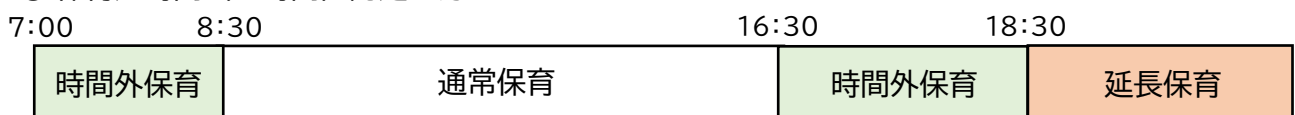
※保育短時間認定の場合、通常保育（8時間）以外の部分に時間外保育料が発生します。

《7時に開所する保育所の場合》

③ 保育標準時間（11時間）認定の方



④ 保育短時間（8時間）認定の方



※保育短時間認定の場合、通常保育（8時間）以外の時間外保育料と延長保育料が発生します。

※保育標準時間認定の場合、通常保育（11時間）以外の部分に延長保育料が発生します。

※市内の保育所等では平日の保育短時間を8時30分～16時30分に統一しています。

(2) 届出や変更等の申請について

○求職活動で申込みの方

求職活動の認定期間は2か月となります。利用調整を継続して希望する場合、認定期間である2か月の間に再度、「求職活動に関する申立書」を提出してください。提出がない場合、その後の利用調整は行いません。

○育児休業から復職予定で申込みの方

保育所等に新規に入所した場合、入所月の翌月10日までに復職することを条件に調整を行います。復職後14日以内に「育児休業等復帰証明書」をご提出ください。期日までに復職しない場合は、保育の実施を解除します。

○育児休業を取得する方

既に保育所等を利用しているお子様がおり、出産等に伴い育児休業を取得される場合は、「育児休業取得証明書」をご提出ください。既に保育所等を利用しているお子様の認定期間が、育児休業に係るお子様が1歳の誕生日の属する月末までに変更となります。なお、既に保育所等を利用しているお子様に係る育児休業の場合は、保育を必要とする理由がなくなるため保育の実施を解除します。

○転園を希望する方

転園を希望する場合、「保育施設等利用変更申込書」を提出してください。締切日は毎月10日までです。(休日の場合は前開庁日)締切日までに申請のあった新規の方と一緒に利用調整(審査)を行います。

★育児休業(認定)期間中は転園ができません。

※育児休業認定

=既に保育所等を利用しているお子様で、保護者が新たに育児休業を取得した後も、特別な事情により、その施設での継続保育が必要と認められる場合、に認定しているため。

○保育が必要な事由に関する変更

退職や転職、勤務時間の変更、出産、介護・看護の終了や病気の治癒等によって保育を必要とする事由や保育の必要量に変更があった場合は、変更申請をしてください。

引き続き保育を必要とする場合は、その事実が確認できる証明書を添付してください。

※次ページもご確認ください。

○その他の変更

その他に住所変更、家庭状況の変更などがあった場合、変更申請をしてください。

○保育の必要性が無くなった場合

「保育利用解除申請書」を提出してください。

◎教育・保育給付認定の変更に関わる場合、毎月25日までの申請で、最短翌月の認定変更をします。申請期限にはご注意ください。

(3) 認定内容の変更

保育給付認定は、お子様の年齢や保育が必要な状況、家族構成の変更等によって変わります。申込み後に状況等に変更があった時は、必ず保育幼稚園課に届け出てください。

○3歳の年齢到達に伴う認定変更

保育給付認定は、3歳～就学前を2号認定、0～2歳は3号認定となります。そのため、3号認定を受けているお子様が3歳になった場合は、2号認定へ認定変更しなければなりません。この場合、保育の必要性の事由等に変更がないことを確認した後、状況に応じた期間等で、職権にて2号認定に変更しますので、お手続きの必要はありません。

○事由の変更に伴う認定変更

保育給付認定を受けた際の申込み事由から変更があった場合や家庭状況に変化があった場合などは、必ず変更申請をしてください。

※妊娠・出産の要件で入所された場合、育児休業の要件への切り替えはできません。

産後8週が経過した日の翌日の属する月末（認定期間の終了日）で必ず退所となります。P.7記載の育児休業以外の要件に該当する場合で、継続して保育を希望する場合は、必要書類を揃えたうえで申込締切日までに改めて利用申込みを行ってください。ただし、継続保育が確約されたものではありません。

○認定変更の適用日

原則毎月25日までに変更申請があったもので認定区分等の変更に関するものは、翌月1日から適用できるかを審査します。申請内容と証明書等で認定しますので、希望と異なる場合があります。

変更申請日		1日～25日	26日～月末	1日～25日
適用日		最短で翌月1日～	最短で翌々月1日～	最短で翌月1日～
例	変更申請日	10/1～10/25	10/26～10/31	11/1～11/25
	変更日	11月1日～	12月1日～	

(4) こんな手続きが必要です

①保育の必要性に関する変更について

事 由	変更状況	提出書類	提出期限
就 労	就労により保育の必要が生じた場合	就労証明書	速やかに提出してください
	内定中の方が勤務を開始した場合		勤務開始から1か月以内
	勤務先が変わった場合		
	勤務先が複数になった場合		
	勤務時間が変更になった場合		変更日から1か月以内
	育児休業を取得した場合	育児休業取得証明書 制度がない場合は、継続利用申請書	出産日から8週以内
	育児休業から復帰した場合	育児休業復帰証明書	復帰日から14日以内
	退職し求職活動を行う場合	求職活動に関する申立書	退職日から7日以内
妊 娠 出 産	妊娠した場合	母子手帳の写し (分娩予定日+母氏名のわかるページ)	産前休暇取得日または退職日から14日以内
	出産した場合	母子手帳の写し(出生証明書の欄)	出生日より14日以内
疾 病 障 害	保護者の疾病・障害により保育の必要が生じた場合	診断書(指定診断書)	速やかに提出してください
	手帳等が発行された場合	手帳等の写し	
介 護 看 護	介(看)護により保育の必要が生じた場合	診断書(指定診断書) 介護スケジュール等がわかるもの	
求 職	求職活動中の方が勤務を開始した場合	就労証明書	勤務開始から1か月以内
	引き続き求職活動を行っている場合	2か月間の活動内容がわかるもの 求職活動の申立書	求職活動での保育認定期間内(2か月間)
就 学	学校に入学した場合	在学証明書(入学前は合格通知) 時間割等のスケジュールがわかるもの	入学日から1か月以内
	卒業(退学)し、その後も保育を必要とする場合	保育の必要な事由に合わせ必要な各種証明書等	卒業日の属する月末まで
災 害	火事等の災害にあった場合	罹災証明書	速やかに提出してください

②家庭状況等に関する変更について

変更状況	提出書類	備考（提出期限や注意事項等）
離婚した場合	離婚の事実がわかる公的な書類	速やかに提出してください。離婚後も同居（同住所）の場合は、ひとり親家庭に該当しません。
結婚した場合 （事実婚を含む）	配偶者の保育の必要性を証明する書類 配偶者の住民税（非）課税証明書	速やかに提出してください。公簿で確認できる場合は（非）課税証明書は必要ありません。
生活保護の開始	受給証の写し	速やかに提出してください。
生活保護の廃止	廃止となることわかる書類の写し 保護者の住民税（非）課税証明書	速やかに提出してください。公簿で確認できる場合は（非）課税証明書は必要ありません。
市内で引越しをする場合 （同居者の増減を含む）	支給認定等変更申請書 家計の主宰者が変更となった場合は 家計の主宰者の住民税（非）課税証明書	転居後 14 日以内に提出してください。公簿で確認できる場合は（非）課税証明書は必要ありません。
市外に転出をする場合	保育利用解除申請書（退所届） ※引き続き入間市内の保育施設等の利用を希望する場合も提出が必要	転出日がわかったら速やかに提出してください。転出予定がある場合、事前にご相談ください。

③保育施設等の利用に関する変更について

変更状況	提出書類	備考（提出期限や注意事項）
退所したい場合	保育利用解除届	原則退所する月の 10 日までに提出してください。
他の保育施設を希望する場合（市外を含む）	保育施設等利用変更申込書	利用調整の申込期限までに必要書類を添えて提出してください。

VI保育料等について

保育所等で行われる教育や保育に必要な費用は、国、県及び市の負担金並びに保護者の負担する保育料によってまかなわれています。児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、所得や保育給付認定区分、お子様の年齢に応じて決定した額を保育料として負担していただくことになっています。

(1) 保育料の決定について

保育料の決定は、原則として年2回行います（4～8月分と9月～翌3月分）。また、認定区分や世帯状況が変わった場合などは、その都度変更決定を行います。

《保育料の算定基準について》

4月～8月	9月～翌3月
前年度の市民税額に基づき算定	当年度の市民税額に基づき算定

(令和8年度の場合)

令和8年4月～令和8年8月分の保育料…令和7年度の市民税額で算定

令和8年9月～令和9年3月分の保育料…令和8年度の市民税額で算定

- 保護者の合算した市民税額により保育料の階層（P.30保育料表参照）を決定します。
- 保育料の階層と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）によって保育料が決まります。
- 税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）については、算定に含まれません。
- 幼児教育・保育の無償化により3歳児クラス以上の保育料は無償となっています。
※年度の途中で3歳の誕生日を迎えたお子様は、その年度においては2歳児クラスのため保育料は無償にはなりません。
- 保護者の所得金額がそれぞれ48万円以下の場合で、他に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合には、その方を含めて算定します。世帯分離をしても、同居の場合は同様です。
- 婚姻関係にない同居の方がいる場合は、事実婚とみなし保護者と同様に算定を行います。
- 保護者が別居している場合でも、お子様と同居していない方を含めて算定します。
- 離婚調停など、法的な手続きをしている場合は、ひとり親家庭と同様に算定できることがありますのでご相談ください。
- 結婚・離婚（離婚調停中）・同居の開始及び終了等、家庭状況に変更があった場合は、保育料等が変更になることがありますので必ず保育幼稚園課までお申し出ください。

(2) 保育料の決定に必要な資料について

0歳児から2歳児の保育料を決定するためには、保育料算定対象者（父母等）の市民税の課税状況を確認する必要があります。

◎原則、課税（非課税）証明書の提出は不要です。

マイナンバーを利用した番号連携の運用開始に伴い、他自治体の課税情報をデータで照会することが可能となったため、課税（非課税）証明書の提出が必要無くなりました。ただし、番号連携照会結果だけでは正確な保育料が算定できない場合があります（税の未申告等）。

確認が必要である場合には、以下の表のとおり課税（非課税）証明書の提出をお願いしますので、ご了承ください。

			令和8年4月～8月分	令和8年9月～翌3月分
居住 （住民登録） 自治体	令和7年 1月1日 現在	入間市	提出不要	—
		入間市外	令和7年度 課税（非課税）証明書	—
	令和8年 1月1日 現在	入間市	—	提出不要
		入間市外	—	令和8年度 課税（非課税）証明書

○市内在住で市民税が未申告の方は、申告を済ませていただき、課税（非課税）証明書をご提出いただく必要があります。

○収入が無い又は少ないために確定申告の義務がない方であっても、会社が給与支払報告をしていない場合や、どなたの扶養にも入られていないなどの場合は市民税額の把握ができないため、市民税の申告が必要です。

○海外赴任中及び以前海外にお住まい等で課税額の確認ができない方については、別途提出していただく書類がありますので、お申し出ください。

課税（非課税）証明書の発行と提出について

当時住民登録のあった自治体で発行します。手続き等につきましては、該当する自治体の税務担当課にお問い合わせください。提出は保育幼稚園課をお願いします。

未申告により課税状況の把握ができない方については、利用調整において不利になる他、保育料を最高階層で仮決定することがあります。

(3) 多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料の減額・免除について

世帯の年収が約360万円未満相当かどうかにより、保育料の減額・免除の制度が異なります。年収が約360万円未満相当かどうかの確認方法は、下記のとおりです。

◆年収約360万円未満相当の世帯とは

年収約360万円未満の多子世帯及びひとり親世帯等（母子・父子家庭及び同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯）の方です。実際の収入ではなく、保育料を計算する際の世帯の市民税所得割合算額が以下の表に該当するかで算定します。

教育・保育認定及び世帯状況	市民税所得割合算額	対象階層（P.30参考）
1号認定	77,101円未満	
2・3号認定（ひとり親世帯等）	77,101円未満	C1～C6階層の一部
2・3号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700円未満	C1～C4階層の一部

1. 年収約360万円未満相当の世帯以外の場合

（ア）同一世帯に施設を利用している未就学児のお子様が2人以上いる場合

未就学児で最も年齢の高いお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数え、以下の①及び②の施設を利用するお子様が第2子であれば半額、第3子以降は無料となります。

- 施設・・・①保育所・地域型保育・認定こども園・新制度に移行した幼稚園
②新制度未移行幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・
児童発達支援・医療型児童発達支援

※②の施設については利用していることがわかる証明書（在園証明書等）をご提出ください。

（イ）同一世帯に3人以上の兄弟姉妹で、0～2歳の第3子以降のお子様がいる場合

同一世帯で最も年齢の高いお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数え、①の施設を利用する0～2歳の第3子以降のお子様の保育料が無料になります。

※減免申請書（保育所を利用の場合）または助成申請書（認定こども園や地域型保育を利用の場合）の提出が必要です。

※別居していても仕送り等により生計を一にしていると認められる場合は、同一世帯と見なすことができます。

※（ア）の場合に該当し半額となる子どもで、さらに（イ）に該当する場合は無料となります。

※埼玉県の補助事業であるため、今後廃止や縮小される可能性があります。

【世帯例1】

同一世帯			
第1子	5歳児	幼稚園	無償化
第2子	2歳児	保育所	半額
第3子	1歳児	小規模 保育施設	無料

◆第1子は無償化で無料、(ア)に該当する第2子が半額、第3子が無料。

【世帯例2】

同一世帯			
第1子	大学生 (別居・仕送り)	—	—
第2子	3歳児	認定こども園 (保育認定)	無償
第3子	2歳児	保育所	無料

◆第2子は未就学児の中で1人目と数えるが、3歳児以上なので無償化。
◆第3子は（イ）に該当し無料。

2. 年収約360万円未満相当の世帯の場合

(ウ) ひとり親世帯等^(注I)の場合

市民税所得割額が77,101円未満で、ひとり親世帯等の場合は保育料が無料になります。ただし、保護者の所得金額が48万円以下で、同居の祖父母など他に家計の主宰者がいる場合、その方の市民税所得割額を含み保育料が算定されます。(P.24参照)

(エ) 上記(ウ)以外の場合で、生計を一にするお子様^(注II)が2人以上いる場合

生計を一にするお子様で最も年齢の高いお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数えます。前ページの施設を利用するお子様が第2子であれば半額、第3子以降は無料となります。なお、多子として認定するお子様に年齢制限はありません。

【世帯例3】

同一世帯			
第1子	小学生	—	—
第2子	2歳児	保育所	半額 (エ)
第3子	1歳児	小規模 保育施設	無料 (エ)

◆第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子は無料となります。

(注)

I：ひとり親世帯等とは

ひとり親の世帯や、保護者と同一世帯に在宅障害児(者)(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者・特別児童扶養手当の支給対象児・国民年金の障害基礎年金等の受給者のうち在宅している者)がいる世帯等をいいます。

II：生計を一にするお子様とは

保護者と生計を一にしており、①保護者に監護されるもの、②保護者に監護されていたもの、③保護者又はその配偶者の直系卑属の方をいいます。

(4) 3歳児以上の給食費の支払いについて

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス以上は副食費の支払いが必要となりました。ただし、世帯の年収が約360万円未満相当の世帯と、前ページの(ア)に該当する第3子以降のお子様(教育施設に通っている場合は、同一世帯で小学校3年生以下及び未就学児で施設等を利用しているお子様でカウントした第3子以降のお子様)については、副食費が無料となる場合があります。なお、主食費についてはこれまでどおり支払いをお願いいたします。各施設における取扱いは以下のとおりです。

施設種別	取扱い内容
市内公立保育所	給食費(副食費・主食費)を入間市へお支払いください。
私立保育園 認定こども園 市外公立保育所	給食費として各施設等が定めた金額をお支払いください。 支払い方法は各施設等にご確認ください。

(5) 保育料の納付について

①入間市内の公立・私立保育所または入間市外の私立保育所を利用する場合

保育料の納付は、口座振替にてお支払いいただきます。利用調整結果通知後、速やかに指定の金融機関の窓口で「口座振替依頼書」の提出をお願いします。

「口座振替依頼書」は保育料決定通知に同封するほか、保育幼稚園課で配布しています。

※口座振替によるお支払いができない場合は、理由の申し出が必要です

口座振替対応金融機関一覧

- | |
|--|
| (1) 埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉縣信用金庫
飯能信用金庫・西武信用金庫・青梅信用金庫・中央労働金庫・いるま野農協 |
| (2) みずほ銀行・ゆうちょ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行 |

○振替は、原則毎月末日（金融機関が休業日の場合は、その翌営業日）に行います。

下記一覧をご参照ください。

月分	振替日	月分	振替日
4	令和8年4月30日	10	令和8年11月2日
5	令和8年6月1日	11	令和8年11月30日
6	令和8年6月30日	12	令和8年12月25日
7	令和8年7月31日	1	令和9年2月1日
8	令和8年8月31日	2	令和9年3月1日
9	令和8年9月30日	3	令和9年3月31日

●ゆうちょ銀行をご利用の方については、「自動払込利用申込書」に記入し、郵便局にご提出ください。（「自動払込利用申込書」はゆうちょ銀行で配布しています。）

●ご依頼から手続きが完了するまでに数日～数週間かかることがあります。希望振替開始月に間に合わないこともありますのでご了承ください。

●口座振替依頼の手続きが間に合わなかった方及び口座の引落ができなかった方については納付通知書を送付します。

※上記一覧(1)の金融機関へお持ちいただき、お支払いをお願いします。

※上記一覧(2)の金融機関（みずほ銀行、ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行）及びコンビニエンスストアでは納付できません。

金融機関等	提出書類	振替口座登録	納付書支払い
上記(1)	口座振替依頼書	○	○
上記(2) ※ゆうちょ銀行除く	口座振替依頼書	○	×
ゆうちょ銀行	自動払込利用申込書	○	×
コンビニエンスストア	—	—	×

②幼稚園・認定こども園・地域型保育を利用する場合

保育料は、各施設に直接お支払いください。

支払方法等に関しては、各施設からの案内に従ってください。

③入間市外の公立保育所を利用する場合

保育料は、原則として利用している施設の所在する市区町村に納付していただきます。支払方法に関しては、各市区町村からの案内に従ってください。

!!!! 保育料の滞納について!!!!

- ◎保育料の納付は、保育所（園）を利用する保護者の義務となるものです。必ず納めていただくようお願いいたします。
- ◎保育料を直ちに納付できない事情がある場合には、保育幼稚園課へご相談ください。
- ◎正当な理由なく保育料の滞納が続く場合は、退所をご検討いただきます。また、本人及び兄弟姉妹の保育施設への新規入所及び継続審査の際に減点または要件不足になります。
- ◎保育料を期日までに納めていただけない場合、一定の期間を過ぎますと書面にて督促いたします。さらに、督促状記載の納期限までに納めていただけない場合は、財産調査および差し押さえを行います。
- ◎保育料を滞納されている方に事前の予告なく職員がご自宅や送迎時にお伺いすることがあります。

保 育 料 表

【2歳児クラスまで】

階層区分		保育料月額（円）		
		0歳児～2歳児クラス		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等		0	
B	Aを除く、市町村民税非課税世帯		0	
C1	A及びBを除く、市民税所得割非課税世帯		7,400	7,200
C2	Aを除く、市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1円以上 10,000円未満	8,000	7,800
C3		48,600円未満	8,900	8,700
C4		60,000円未満	9,900	9,700
C5		71,500円未満	11,600	11,400
C6		83,000円未満	14,200	13,900
C7		97,000円未満	19,000	18,600
C8		115,000円未満	24,700	24,200
C9		133,000円未満	30,900	30,300
C10		151,000円未満	37,000	36,300
C11		169,000円未満	42,700	41,900
C12		189,000円未満	44,500	43,700
C13		209,000円未満	48,400	47,500
C14		239,000円未満	49,900	49,000
C15		269,000円未満	50,900	50,000
C16		301,000円未満	52,000	51,100
C17		349,000円未満	53,000	52,000
C18		397,000円未満	54,000	53,000
C19		397,000円以上	54,500	53,500

※1号認定児及び2号認定児（3歳児クラス以上）の保育料については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。ただし、保育料以外に掛かる費用については、従来通り保護者負担となります。また、従来は保育料に含まれていた副食費が、家庭で保育をする場合でも掛かる費用という観点から無償化の対象外となり、保護者負担となります。ただし、世帯収入や兄弟姉妹の状況により副食費も無償化の対象となる場合があります。（P.27参照）

保 育 料 の 確 認 方 法

※あくまで目安であり、控除等の内容によってはこのとおりでない場合があります。

①市町村民税課税資料により所得割額を算定します（父母の合算及び家計の主宰者のもの）

(1) 会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方

毎年6月頃、「〇〇年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」が勤務先から配布されます。これに記載されている「市民税 税額控除前所得割額④」から「調整控除額」(※)を引いた金額で算定します。

※この通知書では、調整控除額は「市民税 税額控除額⑤」に含まれており、他の税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄附金控除等）がある場合には調整控除額のみを確認することができません。調整控除額を確認したい場合は、通知書裏面に記載されている税額控除（調整控除）の計算式を参照してください。

(2) 自営業など個人で市民税を納めている方

毎年6月頃、個人で納税されている方に「〇〇年度市民税県民税税額決定（納税）通知書」が入間市役所市民税課より送付されます。これに記載されている（A）各所得割合計額（総所得+山林等+分離課税+株式等の譲渡+上場株式等の配当+先物取引）から（B）調整控除額及び所得割調整額を引いた金額で算定します。

②手順①で算定した所得割額と子どもの保育必要量（標準時間／短時間）を保育料表（P.30）に当てはめて、保育料を確認してください。

VII その他お知らせ

◎電子申請が可能な手続き（R7.10 現在）

手続き	内容	電子申請フォーム
入所（転所）申込	入間市内の保育所等への入所（転所）申込	
保育所在所証明申請	以下のことについての証明書発行申請 ①保育所に入所していること ②保育所に入所できていないこと ③保育所に入所していないこと	
保育料減免申請 （多子軽減）	第2子・第3子の保育料軽減申請 （軽減内容の詳細は P.26を参照）	
申込書の写し交付申請	申込書の写しの交付申請	



入間市マスコットキャラクター
いるティー

◎公立保育所の土曜日共同保育の実施について

入間市公共施設マネジメント事業計画に基づき、公立保育所については統廃合を予定しています。その取り組みの一環として、今後土曜日の保育を共同で実施する可能性があります。
(※既に一部施設では試行的に実施しています。)

○共同保育とは

通常は各保育所で保育を行いますが、土曜日のみ近隣の保育所と協力し、どちらかの施設に集まって保育を行う仕組みです。

○試行的に実施をしている公立保育所組み合わせ

地区	公立保育所名
宮寺 二本木	宮寺保育所・二本木保育所 ※令和6年度途中から試行的に実施中

○実施する場合の公立保育所組み合わせ（予定）

地区	公立保育所名
豊岡	豊岡保育所・高倉保育所
金子	金子第一保育所・金子第二保育所
藤沢	藤沢保育所・藤沢第二保育所

※東金子保育所・西武中央保育所については予定はありません。

※公立保育所の統廃合について、移行時期や建設場所等の詳細な内容につきましては、令和7年10月現在、未定となっております。

※公立保育所に入所を希望する場合は、ご承知おきいただいた上で、ご希望ください。



入間市マスコットキャラクター
いるティー

◎一時預かり事業

保護者が仕事や病気等の理由で、週1日から週3日程度の保育が必要な場合、または出産・介護・冠婚葬祭・その他家庭保育が一時的に困難となった場合に保育所等で保育をします。

※利用についての問い合わせは、各施設までお願いいたします。

※公立保育所の一時預かり事業を利用したい場合、市公式LINEから面談予約を行ってください。

【市公式LINE → メニューをひらく → 子育て → 一時保育の面談予約】

○市内一時預かり事業実施施設一覧

施設名	所在地	対象年齢	電話番号	保育時間	備考
藤沢保育所	東藤沢 8-12-27	1歳～	04-2962-4044	平日 8:30～16:30	公立
藤沢第二保育所	下藤沢 3-36-1	1歳～	04-2962-3680	平日 8:30～16:30	公立
いるま保育園	東町 4-1-24	8か月～	04-2962-8253	平日 8:30～16:30	民間
おおぎ第二こども園	豊岡 1-8-24	3か月～	04-2963-0007	平日 8:30～16:30	民間
武蔵藤沢めぐみ保育園	下藤沢 4-1-9	3か月～	04-2941-2586	平日 9:00～17:00	民間
みつばち保育園	扇台 2-3-31-1	1歳～	04-2901-0328	平日 7:30～18:30 休日 8:00～19:00 ただし、第5日曜日を除く。夏期・年末年始に休みあり。	民間
すくすく保育園	東町 5-6-5	1歳～	04-2962-4351	平日 7:00～18:30	民間
夢の森ほのほのハニー保育園	新光 233-1	1歳～	04-2936-9016	平日 8:30～16:30	民間
子育て家庭支援センターあいくる	豊岡 1-8-39	6か月～ 3歳児	04-2966-2848	平日、第4土曜日 9:00～15:00 ※時間応相談	民間

※ChaCha Children Iruma、どろんこ保育園は令和7年10月現在一時預かり事業を休止中です。

◎休日保育

保護者が休日も仕事等のため、お子様を家庭で保育ができないときに休日保育を実施しています。

施設名	所在地	対象年齢	電話番号	保育時間
みつばち保育園	扇台 2-3-31-1	1歳～	04-2901-0328	8:00～19:00 ただし、第5日曜日を除く。 夏期・年末年始に休みあり。

※利用についての問い合わせは施設までお願いいたします。

◎病後児保育

病気の回復期にあり集団保育が困難で、保護者が勤務などのやむを得ない理由で、家庭で保育ができない期間、一時的に保育を行います。なお、利用には事前登録が必要です。

施設名	所在地	対象年齢	電話番号	保育時間
武蔵藤沢めぐみ保育園	下藤沢 4-1-9	1歳から	04-2941-2583	平日 8:00~17:00

※利用についての問い合わせは、施設へお願いいたします。

◎ファミリー・サポート・センター事業

「子育てのお手伝いが必要な方」と「子育てのお手伝いができる方」が会員登録し、お互いの理解と協力のもと、有料で地域の中で一時預かりや保育所等の送迎等、子育ての助け合い活動を行っています。

問い合わせ：いるまファミリー・サポート・センター ☎04-2964-2666

◎子育て緊急サポート事業

保育所等から急な呼び出しがあったとき、熱を出したお子様を預けたいとき、急なお仕事で帰りが遅くなるなどのお子様の預かりを、利用会員・サポート会員同士の相互の助け合いで行う事業です。NPO 法人病児保育を作る会に委託しています。

問い合わせ：緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

◎その他利用者支援事業

利用者支援専門員が子育てに関するさまざまな相談に応じています。

子どもを預けたいけどどうしたらいいの？ 保育所と幼稚園の違いってナニ？ 保活って何から始めればいいのか？ 保育所や一時預かりについての心配ごと、悩みごとの解決に向けて、子育てサービスや必要な支援を利用できるようにサポートします。

電話での相談もできますので気軽にご相談ください。一緒に考えていきましょう！

施設名（所在施設）	連絡先
こども家庭センター (入間市役所こども支援課内)	☎ 04-2964-1111 (内 2359)
「ここペリ・あいくる」 (子育て家庭支援センターあいくる内)	☎ 080-2089-8296
「ひなたぼっこ」 (子育て支援センターあけぼの内)	☎ 070-4074-2706
「Cradle (クレイドル)」 (子育て支援センターあおいと内)	☎ 080-4068-8966
「ここペリ・あん」 (子育て支援センターあん内)	☎ 090-5409-3538
子育て支援センターチャーむ (入間市健康福祉センター内)	☎ 070-6484-6883

公 立 保 育 所

No	施設名	定員	対象年齢	開所時間 ※延長を含む	標準時間	短時間	延長保育
	所在地	電話番号		平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)
1	豊岡保育所	150	1歳児～	7:30～18:30 (7:30～14:00)	7:30～18:30 (7:30～14:00)	8:30～16:30 (7:30～14:00)	なし
	扇町屋 1-7-17	04-2962-4493					
2	金子第一保育所	120	1歳児～				
	南峯 75	04-2936-0237					
3	金子第二保育所	84	1歳児～				
	花ノ木 142	04-2936-1655					
4	藤沢保育所	120	57日～				
	東藤沢 8-12-27	04-2962-4044					
5	藤沢第二保育所	120	57日～				
	下藤沢 3-36-1	04-2962-3680					
6	宮寺保育所	120	1歳児～				
	宮寺 595-1	04-2934-2058					
7	二本木保育所	60	1歳児～				
	二本木 231-1	04-2934-1701					
8	東金子保育所	90	57日～				
	新久 487-2	04-2962-7881					
9	高倉保育所	90	1歳児～				
	高倉 5-1-11	04-2962-6160					
10	西武中央保育所	90	1歳児～				
	野田 519	04-2932-2905					

私 立 保 育 園

No	施設名	定員	対象年齢	開所時間 ※延長を含む	標準時間	短時間	延長保育
	所在地	電話番号		平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)
11	豊岡保育園	120	7 か月	7:00~19:00 (7:00~14:00)	7:00~18:00 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	18:00~19:00 (なし)
	宮前町 2-2	04-2962-3448					
12	あけぼの保育園	120	43 日	7:00~20:00 (7:00~14:00)	7:00~18:00 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	18:00~20:00 (なし)
	東町 1-8-5	04-2969-0339					
13	いるま保育園	120	3 か月	7:00~19:00 (7:00~14:00)	7:00~18:00 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	18:00~19:00 (なし)
	東町 4-1-24	04-2962-8253					
14	こどものくに 保育園	90	43 日	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30 (7:00~15:00)	18:00~19:00 (なし)
	下藤沢 1304-1	04-2963-0341					
15	ゆりかご保育園	120	4 か月	7:00~19:00 (7:00~14:00)	7:00~18:00 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	18:00~19:00 (なし)
	宮寺 3239-2	04-2934-2967					
16	しらさぎ保育園	90	43 日	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:00~19:00 (18:00~19:00)
	春日町 2-12-1	04-2963-1564					
17	ChaCha Children Iruma	120	43 日	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:00~19:00 (18:00~19:00)
	小谷田 64	04-2964-5559					
18	あけぼの保育園 分園	29	1 歳児	7:00~19:00 (7:00~14:00)	7:00~18:00 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	18:00~19:00 (なし)
	小谷田 653-1	04-2966-6730					
19	わかばの森 保育園	20	1~2 歳児	7:30~18:30 (7:30~14:00)	7:30~18:30 (7:30~14:00)	8:30~16:30 (7:30~14:00)	なし (なし)
	上藤沢 687-2	04-2965-3003					
20	杏ほいくえん	90	57 日	7:00~19:00 (7:00~15:00)	7:00~18:00 (7:00~15:00)	8:30~16:30 (8:30~15:00)	18:00~19:00 (なし)
	仏子 1113-1	04-2931-2000					

私 立 保 育 園

No	施設名	定員	対象年齢	開所時間 ※延長を含む	標準時間	短時間	延長保育
	所在地			電話番号	平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)
21	木の実保育園	69	57日	7:00~20:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:00~20:00 (なし)
	河原町 15-11 103						
22	むさしっこ 保育園	68	6か月	7:00~20:00 (7:00~20:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:00~20:00 (18:00~20:00)
	下藤沢 1-12-1						
23	どろんこ保育園	70	43日	7:30~18:30 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	なし (なし)
	上藤沢 547-1						
24	黒須保育園	60	8か月	7:00~19:00 (7:00~14:00)	7:30~18:30 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	7:00~7:30 18:30~19:00 (なし)
	宮前町 8-18						

認定こども園（幼保連携型）

No	施設名	定員	対象年齢	開所時間 ※延長を含む	標準時間	短時間	延長保育
	所在地			電話番号	平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)
25	おおぎこども園	135	4か月	7:00~19:00 (7:00~14:00)	7:00~18:00 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	18:00~19:00 (なし)
	扇台 4-5-9						
26	おおぎ第二 こども園	75	57日	7:00~19:00 (7:00~14:00)	7:00~18:00 (7:00~14:00)	8:30~16:30 (7:00~14:00)	18:00~19:00 (なし)
	豊岡 1-8-24						
				教育標準時間	8:30~13:00（預かり保育あり）		

地域型保育事業（小規模保育施設 A 型）

No	施設名	定員	対象年齢	開所時間 ※延長を含む	標準時間	短時間	延長保育
	所在地	電話番号		平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)	平日 (土曜)
27	すくすく保育園	19	43日	7:00~18:30 (休み)	7:00~18:00 (休み)	8:30~16:30 (休み)	18:00~18:30 (休み)
	東町 5-6-5	04-2962-4351					
28	おひさま保育園	11	10か月	8:00~18:00 (休み)	8:00~18:00 (休み)	8:30~16:30 (休み)	なし (休み)
	野田 3047-19	04-2933-1325					
29	武蔵藤沢めぐみ 保育園	16	3か月	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:00~19:00 (18:00~19:00)
	下藤沢 4-1-9						
30	みつばち保育園	19	6か月	7:30~19:30 (7:30~19:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:30~19:30 (18:30~19:30)
	扇台 2-3-31-1	04-2901-0328					
31	夢の森ほのぼの ハニー保育園	19	6か月	7:30~18:30 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	なし (なし)
	新光 233-1						
32	スクルドエンジェル 保育園久保稲荷園	19	57日	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~19:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:00~19:00 (18:00~19:00)
	久保稲荷 3-1-8						
33	むさし保育園	19	6か月	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30 (8:30~16:30)	18:00~19:00 (18:00~19:00)
	東町 6-1-13-1						

保育年齢早見表（令和8年度入所用）

保育施設等のクラス年齢は4月1日時点の年齢で決まります。

0歳児の受入れを行っている施設では、希望月の1日時点で実施月齢に達するお子様のみ保育が可能です。

希望の保育施設等の対象年齢を確認しながら申込みをしてください。

クラス	生 年 月 日	
0 歳児	R7.4.2 (2025年)	R8年度生 (2026年度)
	保育実施月齢が園によって異なります。確認してください	
1 歳児	R6.4.2 (2024年)	R7.4.1 (2025年)
2 歳児	R5.4.2 (2023年)	R6.4.1 (2024年)
3 歳児	R4.4.2 (2022年)	R5.4.1 (2023年)
4 歳児	R3.4.2 (2021年)	R4.4.1 (2022年)
5 歳児	R2.4.2 (2020年)	R3.4.1 (2021年)

保育料軽減関係提出書類チェックシート

以下の該当する項目にチェックを入れ、裏面を参照し必要書類を提出してください。

	確認内容	チェック欄						
Q1	小学校就学前の兄弟が下記の対象施設を利用していますか？ ★対象施設★ 新制度未移行幼稚園、児童発達支援、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、医療型児童発達支援	<input type="checkbox"/>						
Q2	保育施設を利用するお子さんが、第3子以降で0～2歳児ですか？	<input type="checkbox"/>						
Q3	下記の表に該当する方で、申込時に記入した同居家族以外に、生計を一にするお子さんはいますか？ <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <th style="width: 50%;">支給認定及び世帯状況</th> <th style="width: 50%;">対象階層（市町村民税所得割額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2・3号認定（ひとり親世帯等）</td> <td>C1～C6階層の一部（77,101円未満）</td> </tr> <tr> <td>2・3号認定（ひとり親世帯等以外）</td> <td>C1～C4階層の一部（57,700円未満）</td> </tr> </tbody> </table>	支給認定及び世帯状況	対象階層（市町村民税所得割額）	2・3号認定（ひとり親世帯等）	C1～C6階層の一部（77,101円未満）	2・3号認定（ひとり親世帯等以外）	C1～C4階層の一部（57,700円未満）	<input type="checkbox"/>
支給認定及び世帯状況	対象階層（市町村民税所得割額）							
2・3号認定（ひとり親世帯等）	C1～C6階層の一部（77,101円未満）							
2・3号認定（ひとり親世帯等以外）	C1～C4階層の一部（57,700円未満）							
Q4	下記の表に該当する方のうち、保育施設を利用している期間に、同一世帯に在宅障害児（者）に該当する方がいますか？ <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <th style="width: 50%;">支給認定及び世帯状況</th> <th style="width: 50%;">対象階層（市町村民税所得割額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2・3号認定（ひとり親世帯等）</td> <td>C1～C6階層の一部（77,101円未満）</td> </tr> </tbody> </table>	支給認定及び世帯状況	対象階層（市町村民税所得割額）	2・3号認定（ひとり親世帯等）	C1～C6階層の一部（77,101円未満）	<input type="checkbox"/>		
支給認定及び世帯状況	対象階層（市町村民税所得割額）							
2・3号認定（ひとり親世帯等）	C1～C6階層の一部（77,101円未満）							



提出書類等一覧

表面にチェックがある方は、下記の提出書類をご用意いただき、ご提出ください。（電子申請はP.32から）

チェック項目	提出書類等
Q1に <input checked="" type="checkbox"/> がある方	兄弟姉妹施設等利用状況調書 をご提出ください。 ※ 在園証明書 等の施設を利用していることを証明する書類を添付してください。ただし、幼稚園を利用している場合は添付不要です。
Q2に <input checked="" type="checkbox"/> がある方	通所している施設が、 ①公立保育所・私立保育園の場合 → 入間市保育料減免申請書 をご提出ください。 ②認定こども園・地域型保育（小規模保育施設等）の場合 → 入間市多子世帯保育料助成申請書 をご提出ください。
Q3に <input checked="" type="checkbox"/> がある方	生計を一にする子どもの届出書 をご提出ください。 ※ 継続的な生活費、継続した学費の振込明細 等の生計を同じとしていることがわかる書類を添付してください。
Q4に <input checked="" type="checkbox"/> がある方	在宅障害児（者）届出書 をご提出ください。 ※在宅障害児（者）の要件が、障害年金の場合は、年金証書のコピーを添付してください。 ※保育料決定通知書の階層区分に「*」が入力されている場合は、 <u>ご提出いただく必要はありません。</u>

令和8年度受付期間

★4月入所 ※詳細は手引き P.14～15をご確認ください。

1次受付期間：令和7年11月1日(土)～7日(金) ※

2次受付期間：令和7年11月8日(土)～12月26日(金)

【申込方法：①電子申請 ②受付会場での提出 ③郵送】

※受付会場での提出は、令和7年11月1日(土)～5日(水)です。

※受付会場での提出は、事前来場予約が必要です。

※1次受付者の利用調整後、施設の受入れに余裕がある場合にのみ2次受付者の利用調整を行います。



要注意!

★年度途中(5月以降)入所

令和8年5月以降の入所申込は、令和8年3月11日(水)から受け付けます。

【申込方法：①電子申請 ②保育幼稚園課窓口で提出 ③郵送】

各月の入所申込締切日は、下記表のとおりになります。

途中入所の締切日		10月	9月10日(木)
5月	4月10日(金)	11月	10月9日(金)
6月	5月8日(金)	12月	11月10日(火)
7月	6月10日(水)	1月	12月10日(木)
8月	7月10日(金)	2月	1月8日(金)
9月	8月10日(月)	3月	1月29日(金)

※郵送申込の場合：保育幼稚園課宛てに締切日必着(消印ではありません)

※電子申請の場合：締切日の17時15分まで



要注意!

【お問い合わせ先】

入間市役所 こども支援部 保育幼稚園課 入所担当

〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1

TEL:04-2964-1111 内線 2334～2337